

平成19年度
第1回高松市塩江地区地域審議会臨時会
会 議 録

と き：平成19年7月19日（木）

と ころ：高松市立塩江公民館大ホール

平成19年度

第1回高松市塩江地区地域審議会臨時会会議録

1 日時

平成19年7月19日(木) 午後1時30分開会・午後2時13分閉会

2 場所

高松市立塩江公民館大ホール

3 出席委員 13人

会長	川 田 史 郎	委員	末 佐 五百里
副会長	西 原 喜美雄	委員	蓮 井 正 明
委員	和 泉 勝 利	委員	藤 澤 英 治
委員	植 田 康 宏	委員	藤 澤 康 良
委員	岡 田 幸 夫	委員	間 嶋 養 三
委員	尾 形 洋 一	委員	松 岡 耕 三
委員	黒 川 恵	委員	

4 欠席委員 1人

委員 植 田 満 江

5 行政関係者 8人

市民部次長地域振興課長事務取扱	久 利 泰 夫	企画財政部長	岸 本 泰 三
地域振興課長補佐	加 茂 富 義	企画財政部次長企画課長事務取扱	加 藤 昭 彦
地域振興課主事	吉 本 喜代丸	企画課企画担当課長補佐	諏 訪 修 司
		企画課企画担当課長補佐	熊 野 善 博
		企画課主事	吉 田 幸 弘

6 事務局(塩江支所)

支所長	中 井 弘	課長補佐管理係長事務取扱	
支所課長	中 繁 和 洋		尾 形 進
課長補佐業務係長事務取扱	出 原 忠 憲	主査	吉 廣 保 夫

会 議 次 第

1 開 会

2 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名

3 議 事

(1) 協 議 事 項

高松市新総合計画（案）基本構想（素案）について

4 そ の 他

5 閉 会

午後1時30分 開会

会議次第1 開会

○議長（川田会長） どうも、お待たせをいたしました。予定の時刻がまいりましたので、ただいまから、平成19年度第1回高松市塩江地区地域審議会臨時会を開会いたします。

本日の会議は、臨時会というかたちで開催させていただきました。先月15日の第1回会議、その後、検討会、そして本日の臨時会と皆様方におかれましては、大変御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

さて、第1回会議において、高松市総合計画の策定状況について御説明いただきましたが、素案を説明する場を7月中旬頃と、改めて持っていただきたいということでございました。本日の臨時会は、その素案を説明していただき、まちづくりについて、委員皆様方のいろいろな御意見を頂戴して、総合計画に反映できれば幸いと存じております。

それでは、早速会議に入りたいと存じます。本日の出席委員は、12名でありますので、本審議会の設置並びにその組織および運営に関する協議第7条第4項の規定に基づき、会議が成立することを御報告申し上げます。

会議次第2 会議録署名委員の指名

○議長（川田会長） 会議次第の2、会議録署名委員の指名でございますが、本日の会議録署名委員は、藤澤康良委員さん、間嶋委員さんのお二人にお願いいたします。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

会議次第3 議事

○議長（川田会長） 担当部局より御説明をいただく前に、会議資料について事務局より御説明をお願いいたします。

○事務局（尾形補佐） 失礼します。会議に先立ちまして、事前に会議資料を配布させていただいております。皆様方にお配りしております、高松市総合計画素案という冊子でございます。本日、御持参いただいておりますので、御用意いただけたらと存じます。

それから、本日お配りいたしております、第4次高松市行財政計画原案の概要版、A3の裏表印刷のものでございますが、これにつきましては、すでに市のホームページ等に公表されておりますもので、参考資料として配布させていただいておりますので、本

日の会議において、その説明は、省略させていただきますので、よろしくお願いいたしますします。以上でございます。

○議長（川田会長） それでは、皆さん、お手元に資料を準備していただいておりますので、担当部局より御説明をお願いいたします。

○加藤企画財政部次長企画課長事務取扱 はい。

○議長（川田会長） はい、どうぞ。

○加藤企画財政部次長企画課長事務取扱 企画課の加藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、総合計画の素案につきまして、御説明させていただくわけですが、このような場を設けていただきまして、厚くお礼を申し上げます。

先ほど、会長さんの方からもございましたように、先般の地域審議会の席上で、新しい総合計画の策定状況を御説明させていただきました。その際に、まだ、議会での説明前ということもございます。また、素案も固まっておりましたので、別途、改めて説明をさせていただきたいということをお願いしました。

また、その後、議会への説明が終わりまして、公表をいたしたわけですが、また、今回、市民と市長との対話集会ということで、日程の調整をいたしておりましたが、その日程も決まりまして、御当地塩江では、今月28日に対話集会を開催させていただくことにいたしております。このようなことから、各地区での対話集会の開催より前に、まずは、地域審議会の皆様に、この基本構想の素案を説明させていただきたいということで、このような開催をお願いいたしました。このことから結果的に、非常に厳しい日程の中で調整をお願いすることになりまして、この点、会長さんを始め委員の皆様には、大変御迷惑をおかけいたしました。お詫びを申し上げます。

それでは、総合計画基本構想の素案につきまして御説明を申し上げます。

その説明の前に、まず、この基本構想はどういったものかということ、簡単に説明をさせていただきたいと思っております。資料はございません。口頭で簡単に説明をさせていただきたいと思っております。

本日、説明をいたします基本構想でございますが、これは、法律によって市町村は、基本構想を議会の議決を経て、定めるように義務付けられているものでございます。それは、どういったものかといいますと、内容といたしましては、その地域の将来図を示すようなものであること。また、その将来図を達成するために、必要な施策の大綱、大

まかな部分ですね、施策の大綱を定めるものであるということでございまして、施策レベルまでその基本構想に記載をするということで、具体的な事業とか、そういったものについては、この基本構想の中では、言及することは適当でないという考え方が示されておりまして、そのようなことから、本日説明をいたします、基本構想につきましても、施策レベルですね、取組の方向とか、そういった方向までを記載いたしておきまして、具体的な事業については、この中には含まれておりません。その点、御承知おきをいただきたいと思います。

それでは、資料に基づきまして御説明いたします。

先ほど、事務局からお話がありましたが、事前に基本構想という冊子をお配りしております。これに基づいて説明をさせていただきます。皆さんお持ちでしょうか。もし、無い方がおいでしたら、お手を挙げていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、説明をさせていただきます。

まず、表紙をめくっていただきますと、目次がございます。まず、そちらを御覧いただきたいと存じます。目次がございますように、大きく分けて、ちょっと太目の鍵括弧で括っておりますが、大きく分けまして、序論と基本構想、そして、次のページにまいりまして、地域別まちづくり、そして最後は、総合計画の推進、この4つの部分から構成をされております。この4つの内で2番目でございます、基本構想という部分が、先ほど申しあげました、議会の議決の対象となる、まさしく基本構想の部分でございます。

それでは、次の1ページ、ページをめくっていただきまして、序論というのがございますが、その後の1ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、1でございますが、ここには計画策定の目的を記載いたしております。

2でございますが、総合計画の名称ということでございますが、そこがございますように、第5次高松市総合計画といたしまして、その後、名称につきましては現在検討中でありまして、現段階では未定稿とさせていただきます。

続きまして、次の2ページをお願いいたします。3の総合計画の構成でございますが、総合計画は、そこがございますように、基本構想と下側でございます、まちづくり戦略計画、これはいわば実施計画のようなものでございますが、この2つの部分で構成をすることといたしております。なお、下側には、その2つの基本構想とまちづくり戦略計画の関係を概念図でお示しをいたしております。

次に、右側3ページをお願いいたします。4の総合計画の期間でございますが、まず、基本構想の期間、全体の計画期間でございますが、これは、20年度から27年度までの8年間といたしております。また、まちづくり戦略計画、この期間は3年間としておりまして、2年ごとに見直しを行う、いわゆるローリング方式といたしております。下側に図がございます。そちらを見ていただくと分かりやすいと思いますが、基本構想は8年間でございますが、戦略計画の方につきましては、第1期につきましては、20年度から22年度の3年間ということでございますが、2年目の21年度に見直しをいたしまして、22年度からは新しい戦略計画、新しい3年間の計画が始まると、このような形でローリングをさせていこうという、今回、このような方式を採用いたしております。

続きまして、5の計画の対象区域でございますが、そこでございますように、対象区域は高松市の全域とし、必要に応じて市域外についても含めるということといたしております。

続きまして、4ページを御覧いただきたいと存じます。4ページは、6として時代の潮流という言い方をいたしております。そこに書いてございますように、新しい高松市が、持続的に発展していくためには、社会経済情勢や地域を取り巻く環境など、いわゆる時代の潮流を的確に捉えて、まちづくりを進めていく必要がございますが、ここでは、この時代の潮流を、そこに記載をしておりますような(1)の人口減少、少子・高齢社会の到来から(6)にございますような、安全・安心の確保、この6つの項目に整理をしたものでございます。

続きまして、次の6ページをお願いします。7の現況と特性でございますが、ここでは本市の課題を明らかにするために、現状を分析したものでございます。6ページから14ページまで、人口動態から始まりまして、いろんな視点で本市の現状を分析いたしております。例えば10ページを御覧いただきたいと存じます。

10ページは、本市の拠点性という視点で現状を整理したものでございます。10ページにはア、イ、ウとございますが、アですと国の出先機関の四国内での配置状況、イですと同じく四国内での大手の企業の配置状況を整理しております。御覧になって分かるように、現状としては四国内では、本市が優位性を保っておることが分かるかと思っております。

また、13ページを御覧いただきたいと思っております。13ページは、四国の県都4市の

年間の卸売業の販売額、また、小売業の販売額を示したものでございます。平成6年から11年、16年と3つの年の比較をいたしておりますが、上側の卸売業ですと多少減少傾向にあります。未だに高松市が優位性を保っているということが分かりますが、下側の小売業販売額ですと、平成6年あたりは本市が優位でありましたが、直近の一番新しいデータ、平成16年では、松山市と逆転をいたしております。このような現状が分かるかと思えます。

また、次の14ページを御覧いただきたいと存じます。14ページは、コですと四国4市間の所要時間でありますとか、サですと空港の機能を整理しております。サの空港の機能をみていただきますと、これは、一週間当たりの便数を整理したものでございますが、高松空港に比べて松山空港が、かなり機能としては充実しているということがお分かりになるかと思えます。このようなかたちで、本市の現状をいくつかの視点から整理をしたものでございます。

続きまして、15ページを御覧いただきたいと存じます。15ページは、8のまちづくりの基本的考え方でございます。そこに書いてございますように、本市を取り巻く社会環境の変化や市民ニーズを踏まえまして、そこに記載しておりますような、5つの視点のまちづくりにあたっての基本的な考え方とするものでございます。

まず(1)は、ソフトの重視という視点でございます。最後の方に書いておりますが、これまでの機能性や利便性の追及とともに、ソフト戦略を重視する方向へと転換を図り、真の豊かさを実感できるまちづくりの展開を目指すものとするということとしております。

2番目が拡大基調からの転換ということでございます。最後の行に書いておりますが、コンパクトで持続可能な都市づくりを目指すということ、ここに記載をしております。

3つ目が州都機能の確保と交流人口の拡大でございます。前段で州都機能の確保を視野に入れた都市づくりを進めるということと、後段では、流入・交流人口の拡大を目指すものとするということといたしております。

(4)が地域コミュニティを軸としたまちづくりでございます。

そして、(5)が地域の未来と活力を支える人づくりでございます。

以上、5つの視点がまちづくりの基本的な考え方でございます。

それでは、ページをめくっていただきますと、基本構想という部分に入つてまいりま

す。

次の17ページを御覧いただきたいと思います。まず、1の目指すべき都市像でございますが、これも先ほどの計画の名称と同様に、現在検討中でございます。この段階では未定稿ということでさせていただきます。

次の2のまちづくりの目標でございますが、目指すべき都市像を実現していくために、そこがございますような6つのまちづくりの目標を掲げたものでございます。

まず、1番目の目標が、心豊かな人と文化を育むまちでございます。分野で申しますと、教育・文化などを中心とする分野でございます。

2番目の目標が、人と環境にやさしい安全で住みよいまちでございます。分野で申しますと、環境、生活環境、安全・安心などの分野でございます。

次に、3つめの目標が、健やかにいきいきと暮らせるまちでございます。健康、福祉の分野でございます。

4番目の目標が、人がにぎわい活力あふれるまちでございます。観光、産業、交流などの分野でございます。

5番目の目標が、道州制時代に中枢拠点性を担えるまちでございます。都市基盤整備でありますとか、情報などの分野でございます。

そして、最後の6番目の目標が、分権型社会にふさわしいまちでございます。協働のまちづくり、また、行財政改革などを内容といたしております。

次に、3の施策の大綱でございますが、ただいま御説明いたしました、6つの目標の実現に向けて、施策を展開していくための考え方を、このように施策の大綱としてまとめたものでございます。

次のページを御覧いただきたいと思います。18ページからは、先ほどの目標ごとに、その目標を実現するための政策、施策の体系を示しております。この施策の大綱を取りまとめるに当たりましては、先般、市長選挙がございまして、市長がいわゆるマニフェストというものを掲げて、50項目ほどの政策宣言、政策課題を示しておりますが、そういったものの反映、それと、先ほど時代の潮流ということで説明いたしましたが、人口減少、少子・高齢社会など6つの潮流がございましたが、そのような潮流に対応できるまちづくりに留意をしたものでございます。

18ページでございますが、構成といたしましては、最初に目標がございまして、その後、政策、施策というものを記載いたしております。

まず、最初の目標でございますが、心豊かな人と文化を育むまちという目標でございますが、ここでは5つの政策がございます。また、それぞれ政策ごとに御覧のような施策を掲げているものでございます。この政策、施策につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

次に、19ページを御覧いただきたいと思っております。2つ目の目標であります、人と環境にやさしい安全で住みよいまちでございます。これは、環境、生活環境、安全・安心などの分野でございます。ここでは、御覧のように、4つの政策がございます。また、それぞれの政策ごとに施策は、御覧のとおりでございます。

続きまして、20ページを御覧いただきたいと思っております。3つめの目標でございます、健やかにいきいきと暮らせるまちでございますが、健康、福祉の分野でございます。ここでは、3つの政策がございます。一番上が子育ての関連です。2つ目の政策が、健康づくり、健康の分野でございます。3つ目が福祉の分野でございます。

続きまして、21ページを御覧いただきたいと思っております。4番目の目標でございますが、人がにぎわい活力あふれるまちでございますが、ここは、観光、産業、交流などの分野でございます。ここでは御覧のように4つの政策がございます。

続きまして、22ページをお開き願います。5番目の目標でございます、道州制時代に中枢拠点性を担えるまちでございます。都市基盤整備、都市交通、情報などの分野でございます。ここでは、御覧のように5つの政策がございます。

続きまして、その下6番目の目標でございますが、分権社会にふさわしいまちでございます。内容といたしましては、協働のまちづくり、行財政改革などを内容とするものでございます。ここでは2つの政策がございます。最初の政策は、コミュニティを軸とした協働のまちづくりでございます。現在の総合計画におきましては、市政運営における、地域コミュニティの位置づけが明確でなかったことから、今回、新しい計画では、新たに政策として、このようにコミュニティを軸とした協働のまちづくりと明確に位置づけることとしたものでございます。また、次の政策でございます、社会の変革に即応した行財政運営におきましては、行財政改革のほか、香川県などとの連携を施策として掲げているものでございます。

以上が、施策体系でございますが、先ほど申しあげましたように、このような政策、施策に基づきまして、どのような事業をやっていくかと、具体的な事業につきましては、今後策定を進めてまいります、まちづくり戦略計画、この中に盛り込まれることになり

ます。基本構想では、このように政策、施策まで記載をしているものでございます。

それでは、次の23ページを御覧いただきたいと思えます。

23ページからは、先ほどのまちづくりの目標ごとに施策の大綱をこのような文章で表現したものでございます。大綱の説明に入ります前に、ここでの構成、記載の方法、仕方につきまして、簡単に御説明させていただきます。

23ページは、最初の目標でございます、心豊かな人と文化を育むまちでございますが、目標の下にございます枠囲みの中には、ここでの取組の総括を記載いたしております。その下に、黒い四角を付けましたいくつかの固まりがございます。四角ごとに固まりがございますが、これは、先ほどの政策ごとに現況と課題、対応方針などを記載したものでございます。

次に、24ページをお開きください。政策ごとに現況と課題、対応方針を記載した後、24ページの下の方に、政策と少し大きな文字で書いたところがございます。政策という部分でございます。ここでは、先ほど御説明いたしました政策ごとに、その政策を実現するために、どのような施策を展開していくかということに記載いたしております。

まず、①は基本的人権を尊重する社会の確立でございます。施策といたしましては、人権を大切に社会づくり、平和を大切に社会づくりを推進することといたしております。

次の25ページの②は、男女共同参画社会の形成でございます。施策といたしましては、男女共同参画の社会づくりを行うことといたしております。

次の③は、生きる力を育む教育の充実でございます。施策といたしましては、そこに書いてございますように、学校教育の充実、学校教育環境の整備、家庭教育の向上、青少年の健全育成、子どもの安全確保、高等教育の充実を行うことといたしております。このうち、子どもの安全確保につきましては、現行の計画におきましては、このような施策はございませんでしたけれども、近年の状況を踏まえまして、新しくこのようなかたちで、子どもの安全確保ということを、一つの施策として位置づけたものでございます。

続きまして、④は、心豊かな生涯学習社会の形成でございます。施策といたしましては、生涯学習の推進、スポーツ・レクリエーションの振興を行うことといたしております。

続きまして、26ページを御覧いただきたいと思えます。⑤の地域に根ざした文化芸

術の創造と振興でございますが、施策といたしましては、文化芸術活動の推進、文化芸術を創造する環境づくり、文化財の保存と活用を掲げているものでございます。

続きまして、27ページは、2つ目の目標でございます。人と環境にやさしい安全で住みよいまちでございます。政策は、次の28ページでございますので、28ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、①の環境と共生する持続可能な循環型社会の形成でございますが、施策といたしましては、環境保全活動の推進、ごみの発生抑制・減量・リサイクルの推進、一般廃棄物の適正処理の促進、産業廃棄物の適正処理の促進、不法投棄の防止を掲げております。このうち、不法投棄の防止につきましては、現在の計画にはございませんが、新しく施策として、非常に重要なことでございますので、施策として位置づけたものでございます。

続きまして、②の豊かな暮らしを支える生活環境の向上でございますが、施策といたしましては、居住環境の整備、身近な道路環境の整備、みどりのまちづくり、河川・港湾の整備、下水道・合併処理浄化槽の整備を掲げているものでございます。

次に、29ページの③の水を大切にすまちづくりでございますが、施策といたしましては、水の循環利用と節水の推進、安全で安定した水道水の供給、これらを掲げているものでございます。

続きまして、④の安全で安心して暮らせる環境の整備でございますが、施策といたしましては、消防体制の整備、危機管理体制の整備、防犯対策の推進、生活衛生の向上、交通安全対策の充実、消費者の権利保護と自立促進を掲げているものでございます。この中で、危機管理体制の整備につきましては、現在の計画にはございませんが、地震などの大規模災害、あるいはテロでありますとか鳥インフルエンザとか、いろいろな事態が想定をされますが、そのようなことを踏まえまして、危機管理体制の整備ということを新しく施策として位置づけたものでございます。

続きまして、30ページを御覧いただきたいと思えます。30ページは、3つ目の目標の健やかにいきいきと暮らせるまちでございます。

31ページの方に政策を記載しております。①の子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりでございますが、施策といたしましては、家庭・地域における子育て支援、子育てと仕事の両立支援を掲げているものでございます。

次に、②の健やかに暮らせる環境づくりでございますが、施策といたしましては、健

やかに暮らすための健康づくり，医療体制の充実，社会保障制度の適切な運営でございます。

次に，32ページの③，いきいきと共に暮らせる福祉環境づくりでございますが，施策といたしましては，みんなで支え合う地域福祉の推進，障害者の自立支援と社会活動への参加の促進，高齢者の生活支援と社会活動への参加の促進，そして生活困窮者の自立促進を掲げているものでございます。

続きまして，33ページを御覧いただきたいと思います。33ページは，4番目の目標でございます，人がにぎわい活力あふれるまちでございます，34ページのほうに政策を記載しております。

まず，①の魅力あふれる観光・コンベンションの振興でございますが，施策といたしましては，地域性豊かな特色ある観光資源の創造，観光客誘致・交流の推進でございます。

次に，②の地域を支える産業の振興・地域経済の活性化でございますが，施策といたしましては，商工業の振興と地域経済の活性化，農林水産業の進行，特産品の育成・振興とブランド化の推進を掲げております。

次に，35ページになりますが，③の安定した魅力ある就業環境づくりでございますが，就業環境向上のための施策を展開することを記載いたしております。

また，④の人が行きかう多彩な交流の促進でございますが，ここでは国際化への対応と地域間交流を推進するための施策を展開することを掲げております。

次に，36ページを御覧いただきたいと存じます。36ページでございますが，5番目の目標でございます，道州制時代に中核拠点性を担えるまちでございます，次の37ページの方に政策を記載しております。

まず，①の拠点性を発揮できる都市機能の形成でございますが，施策といたしましては，拠点性を高める交通網の整備，中心市街地の活性化を掲げております。

②の快適で人にやさしい都市交通の形成におきましては，施策といたしまして，公共交通の利便性の向上，自転車利用の環境づくりの2つを掲げております。

続きまして，38ページを御覧いただきたいと存じます。38ページでございます③，計画的な市街地の形成でございますが，コンパクトで持続可能な集約型都市の構築に向け，計画的な市街地の形成を図るために，都市計画制度等の的確な運用により，適正な土地利用を推進するとともに，旧市域や合併地区の地域特性をいかした，地域における

拠点性の確保を図りますとしているものでございます。

次に、④の魅力ある都市空間の形成でございますが、そこでございますように、地域に即した都市景観の創出、こういったものを施策として掲げているものでございます。

次に、⑤の高度情報通信社会に対応できる拠点機能の強化でございますが、そこに記載しておりますように、すべての市民が情報化の恩恵を享受、実感できるように、全市域を網羅する高速・大容量のブロードバンド・ネットワークの構築に向けて、情報通信基盤の整備を図ることなどを記載いたしております。

続きまして、39ページを御覧いただきたいと存じます。39ページは、6番目の目標でございます、分権型社会にふさわしいまちでございます。

まず、下の方でございます政策1のコミュニティを軸とした協働のまちづくりでございますが、コミュニティを軸とした協働のまちづくりを進めるため、地域コミュニティ組織の充実や活動の支援、活動拠点の整備・充実を図り、地域コミュニティの自立・活性化を支援すること。また、次のページでございますように、市民・NPO・企業・行政等がそれぞれの特性をいかしながら、共通の課題に取り組む多様なパートナーシップによるまちづくりを推進することを記載いたしております。

次に、②の社会の変革に即応した行財政運営でございますが、簡素で効率的な行財政システムの構築を図ること、また、次の段落でございますように、本市における住民自治の基本理念や自治体運営の基本原則などを定める、本市のまちづくりの最高規範としての自治基本条例を制定し、この条例に基づき、市民主体の市政運営を推進すること。また、都市間の連携や国・県、産学との効果的な連携を推進することを記載しているものでございます。

以上が、施策の大綱でございます。

続きまして、41ページを御覧いただきたいと存じます。41ページからは、主要指標ということで、そこでございますような、人口指標や産業・経済指標を記載いたしております。

このうち41ページでございます、人口指標につきましては、この新しい総合計画の最終年次でございます平成27年と、以後5年ごとに平成62年、西暦で申しますと2050年まで人口の推計をしたものでございます。図が2つございまして、上側の図が総人口でございます。グラフの一番上に、総人口を書いておりますが、本市の総人口は、今後、全国と同様に、減少傾向が続きます、平成27年には、40万9,000人、

そして、平成62年、2050年には、29万8,000人になると推計をされております。また、このグラフの中で、年齢階層別の人口を記載しておりますが、これを見ますと、平成62年には、平成17年に比べまして15歳未満および15歳以上65歳未満の人口が、おおむね半数となり、一方65歳以上の人口は、おおむね1.5倍になると推計されておまして、少子・高齢化が一層進行することが予測をされるものでございます。

続きまして、飛びますが44ページを御覧いただきたいと存じます。44ページは、5の土地利用構想でございます。この土地利用構想につきましては、現在高松市で都市計画マスタープランという、これも基本的な計画の見直し作業を行っておりますが、これとの整合性に留意する中で、総合計画も検討を進めております。現段階では、このマスタープランの方の作業が若干遅れておまして、記載できる状態ではないので、御覧のように未定稿ということで、(2)とその右側のページにつきましては、未定稿ということとさせていただきます。今後、原案を策定してまいります。原案の段階では、この部分をお示ししてまいりたいと、そのように考えております。

44ページの土地利用構想の(1)では、将来都市構造の基本的な考え方ということに記載いたしております。前段部分で基本的な考え方を、後段で具体的な取り組みについて書いております。一番最後の段落でございますように、具体的には、という以下の部分でございますが、中心部での都市機能の集約を図るとともに、各地域が特徴をいかにしながら、地方中核都市ならではの都市的利便性と自然的環境を享受できる都市の実現に向け、都市計画の地域地区制度等の活用による、適正かつ合理的な土地利用の規制・誘導を図るとともに、都市機能の拡散につながるような郊外でのインフラ整備の抑制など、公共投資を効果的、効率的に行うほか、公共交通の利用促進に努め、高松市にふさわしい、コンパクトで持続可能なまちづくりを進めますといたしております。

続きまして、46ページを御覧いただきたいと存じます。46ページには、地域別まちづくりと総合計画の推進という2つの項目を掲げております。

基本構想の中では、このように、そこに記載のような、総括的な記述に止めておまして、別途詳しく書くことといたしております。

それでは、次のページでございます。地域別まちづくりを御覧いただきたいと存じます。一つページをめくっていただきますと、47ページでございます。

地域区分の目的と考え方でございますが、そこに記載しておりますように、地域区分

は、地域の特性や課題を整理する中で、各地域のまちづくりの方向性を示すことにより、個性と特色のあるまちづくりを進めるためのものがございます。本市では、現行の計画でもこのような地域区分を設定しておりまして、地域別のまちづくりを進めております。今回、いわゆる線引きの話でありますとか、近隣6町との合併ということで、非常に環境が変わりましたことから、新しく地域区分を設定しようということがございます。その設定に当たりましては、それぞれの土地利用の用途でありますとか、土地利用でありますとか、地域の現状と課題、あるいは地理的形狀、歴史的つながりなどを勘案し、地域区分を設定したものでございます。

次のページを御覧いただきたいと存じます。48ページには、ただいま説明したような考え方に基きまして、市内全域を5つのエリアとして設定したものでございます。中央に都心地域がございまして、あと、中部、東部、西部、南部、この5つのゾーンに区分をしたものでございまして、それらのゾーンの境界部分では、御覧のように重なりあっております。このようなことで、地域区分を設定したものでございます。

次に、右側の49ページを御覧いただきたいと存じます。49ページからは、地域別にまちづくりの考え方を記載したものでございます。

例えば49ページですと、都心地域でございしますが、構成といたしましては、まず(1)として地域の特性と課題を記載しております。(2)では、交通の現況を記載しております。なお、(3)については、現在検討中でございます。そして、(4)のまちづくりの方向のところでは、その地域の今後のまちづくりの方向性を記載したものでございます。このようなことで、56ページまでございます。

54ページを御覧いただきたいと存じます。54ページには、塩江地区が含まれます、南部地域についての記載でございます。御覧のように、まず、地域の特性と課題を整理しております。そして、その後、次のページになりますが、交通の現況ということ。それと、(4)として、まちづくりの方向ということで、アから次のページのすまでまちづくりの方向を示したものでございます。

なお、56ページの一番最後のスにございますように、基本的な建設計画に基づいて推進をしていくということがございますので、スにございますように、塩江地区のまちづくりは、建設計画に基づいて推進しますということといたしております。

以上、走りばしりでございますが、基本構想の素案についての説明を終わります。どうぞ、よろしく願いいたします。

○議長(川田会長) 御説明が終わりましたので、御意見を頂戴いたしたいと存じます。

何か御意見ございますでしょうか。

何かないですか、今の説明で。

特にないようでございますので、高松市新総合計画基本構想素案について、これで終了いたします。

それでは、以上で本日の議事は終了いたします。

会議次第4 その他

○議長(川田会長) 次第の第4, その他でございますが、事務局の方から何かございますでしょうか。

○事務局(尾形補佐) それでは、事務局から連絡事項として3点、お知らせをさせていただきます。

1点目は、市民と市長との対話集会ですが、御案内のように、28日午後2時から、この大ホールで開催されますので、委員の皆様には、是非御出席くださいますようお願いいたします。

それから、2点目ですが、建設計画におけます要望事項の取りまとめの検討会を、来月7日に予定をしております。期日が近づきましたら改めて御案内を差しあげますので、よろしく願いをいたします。

3点目は、2期目の地域審議会の委員さんの公募委員2名の募集についてであります。それについては、今月25日から広報をする予定としております。

事務局からは、以上でございます。

○議長(川田会長) はい、ありがとうございました。

その他について、事務局のほうから御説明がございました。委員の皆様から御質疑はございませんか。

特にないようでございます。せつかくの機会でございますので、委員の皆さんの方から何かございましたら、御意見等をお願いいたします。

何からでも結構でございます。全般的なことでも構いません。

ございませんか。

特にないようでございます。

皆様には、長時間にわたり、御協議ありがとうございました、これを持ちまして、平成19年度第1回塩江地区地域審議会臨時会を閉会いたしたいと思っております。どうも、あ

ありがとうございました。

午後2時13分 閉会

会議録署名委員

委員 藤 澤 康 良

委員 関 嶋 養 三